

職場だより

発行 _____

公務員の給与の決定は

人事院勧告が基本となります

(国家公務員は人事院、地方公務員は人事委員会が勧告)

「教員（公務員）の給与」はどのように決まるのか、知ってみえますか。

1 人事院による民間企業の調査

人事院（国の機関です）は、全国の民間企業の給与やボーナス・手当のほか、休暇制度や退職制度などを調査します。また、組合などからの意見・要請も受けます。※平成18年に、調査する企業規模を、従業員100人以上から50人以上に変えました。日本は大企業ほど給料・ボーナスが良いため、この変更で給与が悪化しました。※同時に、各都道府県の機関である人事委員会が、同様の調査を各都道府県内で開始します。人事委員会も、組合からの意見や要請を受けます。

2 人事院勧告 8月頃

人事院は、調査に基づき、公務員の給与・ボーナスの改訂を内閣と国会に対して勧告します。休暇制度や退職制度、働き方などについても勧告します。

3 人事委員会勧告 10月中頃

各都道府県の人事委員会は、県内企業の調査と、国の人事院勧告の内容を参考に、県知事と県議会に対して、県公務員（県職員・教員・警察・消防などすべて）の今年の給与・ボーナスの改訂を勧告します。

4 県教委提案 10月下旬

県教委は、人事委員会勧告に基づいて、教員の給与やボーナスの改訂、休暇制度や退職制度、働き方などについてを組合に提案します。

5 県教委と組合の交渉 11月

→ このあと、通常は12月の議会で決定します。

国家公務員の18年度給与

5年連続引き上げか

人事院調査

人事院は、国家公務員給与の2018年度改定勧告に向け、基礎資料となる民間給与の実態調査を始め、今春闘では大手企業で賃上げの傾向が出ており、中小や地方にも拡大していれば、月給は5年連続の引き上げとなる可能性が高い。8月上旬ごろに政府と国会に勧告する見通しだ。今回は、国家公務員の定年延長を見据え、年配の従業員

最近の人事院勧告

〔-は据え置き、▲はマイナス〕

年度	月給	ボーナス
	改定率 (%)	年間支給月数 (前年度比増減月数)
2008	-	4.50 (-)
09	▲0.22	4.15 (▲0.35)
10	▲0.19	3.95 (▲0.20)
11	▲0.23	3.95 (-)
12	-	3.95 (-)
13	-	3.95 (-)
14	0.27	4.10 (0.15)
15	0.36	4.20 (0.10)
16	0.17	4.30 (0.10)
17	0.15	4.40 (0.10)

手当（ボーナス）を調べる。官民の格差があれば、同じ水準に是正する。経団連の今春闘の第1回集計によると、定期昇給やベースアップを含む大手企業68社の月給の賃上げ率は

平均2・54%だった。安倍政権の賃上げ要請に加え、人手不足により待遇を改善する企業が多いためとみられる。ボーナスは、民間の昨冬と今夏の金額で判断する。

経団連の集計では昨冬は前年と比べてほぼ横ばいで、今夏の動向は見逃せない。仮に国家公務員のボーナスが増額となれば、月給と同様5年連続のプラスとなる。

記事にある通り、今年の勧告で定年延長の提案が出てくる可能性があります